

指定居宅サービスを提供するうえでの留意事項

4-1. 指定居宅サービスの人員・設備・運営に関する基準及び介護報酬について	1
・介護サービス情報の公表制度・経営情報データベースについて	2～5
・ケアプランデータ連携システムについて	6～8
・大阪府認知症介護基礎研修、認知症介護実践者研修等のご案内	9～10
・福祉サービス第三者評価	11～12
4-2. 利用者や従業者等の生命及び健康保持のために知っておくべきこと	13
・災害時情報共有システムについて	14～15
・社会福祉施設等向け新型コロナウイルス感染症対応早わかりブック	16～18
・介護現場における感染対策について	19～20
・ノロウイルス	21～22
・インフルエンザ	23～24
・腸管出血性大腸菌（O157等）感染症	25～26
・結核	27
・HIV／エイズ	28
・レジオネラ症	29～30
・熱中症	31～34
4-3. その他の留意事項について	36
・大阪府介護テクノロジー導入状況ニーズ調査	37
・介護テクノロジー導入支援事業チラシ	38
・生産性向上について	39～40
・介護職員による喀痰吸引等を実施する際の注意事項	41～42
・介護保険と障害福祉の適用関係	43～44
・高齢者虐待防止	45～48
・安全運転管理者制度	49
・利用者の体調急変時における救急要請時のお願い・人生会議	50～54
・施設・在宅ケアにおけるカスタマーハラスメントの防止について	55～56